

通級指導教室在籍児童生徒
保護者のみなさまへ

香芝市教育委員会事務局
学校教育課長

特別支援教育就学奨励事業について

香芝市では、通級指導教室に通級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費の給付基準に該当する保護者に対し、児童生徒の在籍校から通級指導教室設置校への通学費用を補助いたします。

つきましては、特別支援教育就学奨励費の受給を希望される場合は、下記申請方法等をよくご確認のうえ、令和6年5月31日（金曜日）までに申請してください。

記

1. 申請方法について

次のいずれかの方法で提出してください。

(1) マイナンバーカードを利用してパソコン・スマートフォンより電子申請する場合

下記URLまたはQRコードより「e古都なら」にアクセスし、必要事項を入力のうえ申請してください。マイナンバーカード等のコピーの貼付は不要です。

URL: https://apply.e-tumo.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35237



(2) 学校教育課の窓口(市役所4階)で申請する場合

窓口で「収入額・需要額調書」を記入し、次の①か②を窓口で提示してください。

①申請者の「マイナンバーカード」

②申請者の「マイナンバー通知カード」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)

(3) 学校教育課に郵送にて申請する場合

「収入額・需要額調書」の裏面に次の①か②を貼付し送付してください。(令和6年5月31日消印有効)

①申請者の「マイナンバーカード」の両面のコピー

②申請者の「マイナンバー通知カード(番号記載面)」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)のコピー

※書留等の方法により、確実に香芝市教育委員会事務局学校教育課まで届くようにお願いします。

※封筒の裏面に学校名・保護者氏名を記入してください。

〈宛先〉〒639-0292

香芝市本町1397番地 香芝市教育委員会 学校教育課 宛

2. 調書の記入について

調書の記入にあたっては、「収入額・需要額調書の記入上の注意事項」をよくお読みください。

3. 決定の通知

7月以降に、郵送にてお知らせする予定です。所得基準を超えた場合は、国の定める補助単価の範囲内で支給されます。

4. 所得について

世帯の収入状況等について、学校教育課で調査することに同意いただきますようお願いいたします。課税証明が必要な場合は別途通知します。

香芝市教育委員会事務局学校教育課
電話 76-2001(内線 418)